

名古屋市教育委員会定例会
(議会上程後公開)

平成 30 年 5 月 11 日
午前 10 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 第 3 号議案 名古屋市指定有形文化財の追加指定について
日程 2 財産の処分について
日程 3 第 4 号議案 平成 30 年度 歯科衛生優良校等の表彰について

出席者

杉 崎 正 美 教育長
小 栗 成 男 委 員
野 田 敦 敬 委 員
船 津 静 代 委 員
梶 田 知 委 員

教育次長始め、事務局員 25 名 ※傍聴者なし

(杉崎教育長)

次に、議事日程第 2「財産の処分について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(長町スポーツ施設担当主幹)

議事番号 2「財産の処分について」ご説明いたします。

土地を売り払うにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会のご意見をお聞きするものでございます。

武豊野外活動センターは、昭和 63 年度より開設して運営しておりましたが、平成 25 年度末をもって施設を廃止しました。

当該敷地につきましては、全市的に有効活用するため、公有財産運用協議会に諮りまし

たが利用希望がなく、平成 26 年 3 月に売却対象となり、それ以降、敷地全体の売却を進めてきました。

これまでに 2 度入札を実施しましたが、いずれも売却に至らなかったところがございます。

しかしながら昨年度の 11 月に、当該敷地のうち一部をインターチェンジ等整備用地として愛知県知多建設事務所、愛知県道路公社、武豊町から買取りの申し出が本市に提出されました。

本市としましては民間への売却よりも公的利用を優先すべきであることから、この申し出に応じ、昨年度 3 月に土地買収協議書を締結しましたので、当該財産の処分にかかる議事を提出させていただきました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(野田委員)

2 枚目のペーパーの、網掛けの部分が売るところなんですね。白いところは残るという、そういう理解でよろしいですか。

(長町スポーツ施設担当主幹)

2 枚目の地図をご覧くださいいております。白いところがおっしゃるとおり残るところでございまして、網掛けをしておる部分が、右下の半月形でございますが、それぞれ愛知県道路公社、愛知県、武豊町へ売却する部分でございます。

(野田委員)

中途半端に残りましたね。

(杉崎教育長)

これはインターチェンジの形だけ買うということだね。

(長町スポーツ施設担当主幹)

インターチェンジのところだけを、ということになります。

(杉崎教育長)

インターチェンジはいつできるんでしたっけ。

(長町スポーツ施設担当主幹)

現在言われているところだと、平成で申しますと 32 年度末、2020 年度末の開始を目指しておると伺っているところでございます。

(杉崎教育長)

図面の右の方に縦に走っておるのが今の知多中央道ですね。

この西側は山の斜面なんですけど、真ん中がちょっと平坦なことが多いんですけど、いずれにしてもあんまりいつまでも名古屋市が管理しておく、管理上の問題も起こるといけないので、早いところで処分できたらいいかなと思うんですけど。

白いところはどういう感じで考えてるところですか。

(長町スポーツ施設担当主幹)

今回網掛けの部分だけを売却し、白いうところは残ります。この白いところ、この真ん中の部分と周辺を合わせまして、2 つ合わせる形で今後また売却に向けて手続きを進めていきたいと考えておるところでございます。

(梶田委員)

この白いところはもらってくれないの。特にこの真ん中の部分。道路公団に。一括で同じ値段で売ろうとしてもどうしようもないと思う。

(杉崎教育長)

今主幹が申し上げたように、一度左側と真ん中合わせてもう一度チャレンジするということでしょう。

(長町スポーツ施設担当主幹)

おっしゃるとおり、もう一度合わせた形で入札にかける方向で一度トライしてみたいと思っております。

(杉崎教育長)

その後は、今梶田委員が言われたような、武豊町に譲るかどうかという話も。

(梶田委員)

管理が大変ですよ。

(長町スポーツ施設担当主幹)

今所有しておることによって一定の警備ですとか、樹木の剪定等に管理費がかかっているのは

事実でございますので、入札という事を進めながら、その後また検討していきたいと思っております。

(杉崎教育長)

他にご意見もないようですので、「財産の処分について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

午前 10 時 30 分終了